

皇室制度問題

— 今後の皇位継承のあり方を考える —

小 林 裕一郎

はじめに

- I 「女性・女系天皇」問題とは？
 - II 「万世一系」論と「女性天皇」問題
 - III 皇位継承拡大の是非
- むすびにかえて

はじめに

現在、日本の国会では、先の参議院の選挙において、与党は歴史的な惨敗を喫し、衆議院で与党多数、その一方で参議院で野党多数という、いわゆる、ねじれ現象が生じた。安倍晋三政権では、日本国憲法（現行憲法）の問題について、国民投票法の成立等、その改正への動きも含め、憲法問題に熱心に取り組む姿勢を示した。しかし、安倍首相の健康問題を理由とした突然の辞任により、政局が混乱し、新たに福田康夫政権の誕生となった。そしてその福田政権も2008年9月1日夜、突然の福田首相の辞任表明により、先の安倍政権同様、1年足らずの短い期間で崩壊した。その後、9月22日の自由民主党の総裁選挙において、新たに麻生太郎氏が総裁に任命された。2日後の24日、衆議院の総理大臣指名選挙において、麻生氏が指名され、一方で参議院においては、民主党の小沢一郎氏が総理大臣に指名されたが、日本国憲法（現行憲法）の規定上、衆議院の優越に従い、麻生氏が第92代の内閣総理大臣に正式に任命された。

現在、米国を中心とする国際金融危機の問題発生など、世界的に不安定な情勢を背景に、日本国内では株価下落等の金融危機の波及や年金問題等、国民生

活の不安は日々深刻化している。日本の政治は、今後どのような方向に向かうべきか、岐路に立たされている所である。多くの国民にとっては、国民生活に身近でかつ直接的な利害関係を持つ政治経済上の問題に、つい関心が偏りがちである。

その一方で、現在、国民にとって、直接に影響を及ぼさない問題は、特に関心が薄れがちである。現行憲法上、「象徴天皇制」の問題は、現在多くの国民にとって、それ程関心の高い問題として捉えられていないのが現状である。日本の政治の先行きが不透明の中、憲法問題、とりわけ天皇制における皇位継承問題は、現在、一部の有識者を除いて、議論が余り進んでないのが実情である。

しかし、皇室における愛子内親王や悠仁親王の将来を考えれば、皇位継承問題について、今後、現行の制度を維持して行くのか、あるいは既存の制度に何らかの修正等を加えて行くのかといった問題点を孕んでいる。

今回の本稿の目的は、現状を踏まえ、現行憲法下の国民主権に基づく「象徴天皇制」のあり方の問題も含め、皇位継承や皇室制度は、今後如何にあるべきか、若干の考察を試みるものである。

I 「女性・女系天皇」問題とは？

「女性・女系天皇」の否認

日本の皇位継承の歴史において、古代より近世の時代に至るまで、8人10代（内2人の天皇は2度即位）の「女性天皇」が存在した。すなわち、推古天皇・皇極（斉明）天皇・持統天皇・元明天皇・元正天皇・孝謙（称徳）天皇・明正天皇・後桜町天皇である。

これら歴代の「女性天皇」に共通する特徴は、全員「男系」の系統であり、皇位を継承の後、子を出産し、その子が皇位継承を行うという例はなかった。その意味において、「女性天皇」の次位の皇位継承に関し、「女系」による天皇の出現は回避された。

近代（明治維新以後）以前には、複数の「女性天皇」が存在したが、明治以

降、明治新政府は、女性による皇位継承を禁止する方針を打ち出した。

1889年（明治22年）2月に、大日本帝国憲法（明治憲法）が公布された。憲法と同時に明治皇室典範が勅定された。明治憲法は官報にて公布されたが、典範については、皇室の家法という考えに基づき、新聞に非公式に発表させる非公布主義の形式であった。

戦前の国家体制は、明治憲法と明治皇室典範の両者が相並び立つ国法二元主義の特徴を持った⁴¹。明治皇室典範の改正は、「皇室自律主義」という考えに基づき⁴²、議会等の関与は許されなかったのである。これに対して戦後の現行憲法の下においては、現行皇室典範は、一般の法律の一種と見なされ、憲法の下位法として、国会の議決により改廃されるものとなった。

明治憲法は、その第2条で、『皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を継承す』と規定し、さらに明治皇室典範の第1条で、『大日本国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を継承す』と規定し、皇位継承について、憲法並びに典範とも男子による皇位継承を明示し、女性による皇位継承は不可との特徴を表している。

明治政府は、女性による皇位継承の禁止について、憲法及び典範の成立に至るまで、どのような検討作業を行ったのであろうか。

明治政府は、皇位継承問題に関する初期の検討作業について、1875年（明治8年）の4月に「立憲政体樹立の詔」が発せられ、立法機関である元老院の設置、さらに院内に憲法取調局が設置及び国憲取調委員が任命され、憲法起草作業に着手し始めた頃に始まる。元老院は、1876年から1880年にかけて、（第1～3次案）「日本国憲按」を起草した。

この「日本国憲按」について、第1次案から第3次案に至る検討作業の過程で、皇位継承問題について、興味深い変遷を辿っている。

第1次案は、1876年（明治9年）10月にまとめられた。案文中、第2章「帝位継承」条項の第2条において、「継承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ可シ尊系ハ卑系ニ先チ同系ニ於テハ親ハ疎ニ先チ同族ニ於テハ男ハ女ニ先チ同類ニ於テハ長ハ少ニ先ツ」と規定された⁴³。この2条の規定から、1次案では、「女性

天皇」を当初、容認していたことが読み取れる。

しかし、1878年（明治11年）にまとめられた第2次案においては、その様相が一変する。すなわち、2次案においては、その第1編第2章第2条で、「繼承ノ順序ハ嫡長及入嗣ノ正序ニ由リテ太子若クハ其男統ノ裔入テ嗣ク太子男統ノ裔缺クル時ハ太子ノ弟若クハ太子ノ兄弟ノ男統ノ裔ニ傳フ嫡出男統ノ裔缺クル時ハ庶出ノ子長幼ノ序ニ由テ入テ嗣ク」と規定し⁴³、「女性天皇」は一転して否認された。2次案の特徴は、「女性天皇」を否認する代わりに、「庶子」（側室の子）を容認することで男子の皇位継承者を確保することであった。「女性天皇」否認と「庶子」容認とは、表裏一体の関係であったと考えられる。

最終的な第3次案は、1880年（明治13年）にまとめられた。その中で、皇位継承の規定は、1次案・2次案双方の折衷案と言うべき形でまとめられた。すなわち、3次案の第1編第2章第2条において、「帝位ヲ繼承スル者ハ嫡長ヲ以テ正トス如シ太子在ラサルトキハ太子男統ノ裔嗣ク太子男統ノ裔在ラサルトキハ太子ノ弟若クハ其男統ノ裔嗣ク嫡出男統ノ裔渾テ在ラサルトキハ庶出ノ子及其男統ノ裔親疎ノ序ニ由リ入テ嗣ク」と規定し⁴⁴、男統に基づいた上で、「庶子」の皇位継承を容認している。さらに、その後の第3条において、「上ノ定ムル所ニ依リ而シテ猶未タ帝位ヲ繼承スル者ヲ得サルトキハ皇族親疎ノ序ニ由リ入テ大位ヲ嗣ク若シ止ムコトヲ得サルトキハ女統入テ嗣クコトヲ得」と規定し⁴⁵、「若シ止ムコトヲ得サル」場合、「女統」、いわゆる、「男系の女子（皇女）系統（その子孫）」を容認すると規定している⁴⁶。この「止ムコトヲ得サルトキハ」という文言は、「女性天皇」を一応容認しながら、その一方で「女性天皇」出現の可能性を極めて低く押さえている意図が読み取れる。3次案の2条と3条の規定から、「庶子」容認を強調することは、同時に、それが「女性天皇」誕生を抑制する効果をもたらすということである⁴⁸。

「日本国憲按」は、諸外国の憲法等を参考にして草案を作成したこともあり、西欧風の色彩を帯びていた側面もあり⁴⁹、その特徴ゆえに、「日本固有独自の、いわゆる伝統に依拠しつつ漸進主義を以って臨まんとする政治支配層からは疎んぜられる運命」となり⁴⁸、国憲按は最終的に潰されることとなった。

政府（元老院）側における国憲按の作成に伴う皇位継承検討作業の一方で、民間においては、自由民権運動を背景として、1882年（明治15年）1月、「女帝を立てるの可否」というタイトルで、^{おうめい}嚶鳴社という結社が討論会を開いた。

この討論会においては、発議者であった島田三郎、他に草間時幅・^{なまご}肥塚竜・益田克徳・沼間守一・丸山名政・青木匡・波多野伝三郎等といった人物が参加した。この中で、肥塚・草間・丸山・青木・波多野の5名は「女帝」を容認するとの姿勢を取り、島田・益田・沼間の3名は「女帝」を否認する姿勢を取った。

「女帝」容認の側として、例えば草間は、「猶お亜細亜の僻習中に迷うて、男を人とし、女を獣として、女子の権利を破らんとする」と女性の権利の侵害を批判した¹⁴。草間は、男女同権の視点から、女性の権利保護を主張した。

「女帝」容認論者の多くは、草間の意見の様な積極的な女性の権利擁護論には与せず、「日本は男尊の風習があるから男を先にすべきだが、女帝の風習もあったのだから否定すべきでないとか（肥塚）、皇帝は雲の上の人だから、人民の間に男尊女卑の慣習があっても、女帝の尊厳が損なわれることはないとか（波多野）」といった意見や¹⁵、あるいは丸山の「くやがて憲法が制定され立憲主義がゆきわたるようになると、そのもとでの天皇の仕事は中くらいの平凡君主（＝『中主』）だって、こなせるようになるのだから、女帝だつてかまわないではないか」とい¹⁶った¹⁷、君主中主論の様な、消極的な議論が大勢であった。

その一方、「女帝」否認の側として、会議の発議者でもあった島田は、3つの理由を挙げて「女帝」否認を主張している。第1の理由として、「女帝」には古来よりの先例（8名10代）が存在するが、「いずれのケースも『男統男子』が正式に皇位に就くまでの、一時的・暫定的な、行ってみれば、経過的な措置としての就任に過ぎなかった」と¹⁸、「女帝」の中継ぎ役としての役割を強調している。古来の「女帝」の先例は、『皇太子孫』の皇位継承という本体（あるいは真の『伝統』）を円滑に回転させるために形成された、従属的な付加現象に過ぎない」ものとの指摘である¹⁹。さらに第2の理由として、「日本は男尊女卑の国柄であるから、女帝の夫は人臣でありながら女帝の上に位置するように

みられ、かえって皇帝の尊厳を損ずるうえ、しかも日本では外国の王族と結婚するわけにはいかない」と指摘し³⁶、第3の理由として、「女帝の夫が暗に女帝を動かして政治に干渉する弊もおこりうること」を指摘している³⁷。

「国憲按」起草後、明治政府による憲法制定への新たな取り組みは、1881年（明治14年）の政変における「国会開設の勅諭」を契機に、進むこととなった³⁸。伊藤博文は、憲法調査の目的の為、渡欧し、特にドイツ・オーストリアでの憲法調査を経て、帰国後、華族令の制定（1884年）や太政官制度に代わる内閣制度の創設（1885年）といった国内での政治改革を進めた。その後、1886年（明治19年）の秋以降、憲法案の起草作業が本格化することとなった。

伊藤をはじめ、明治政府の指導層は、議会の勢力の強いイギリス流の議会主義的君主制ではなく、君主の権力の強いドイツ流の外見的立憲制に影響を受けながら、天皇中心の国家体制を構想することとなった。それ故、皇位継承の問題は、天皇制国家の重要性を考えれば、必然的に最も重大な検討を要する問題の1つとなった。

明治政府は、1882年（明治15年）に宮内省に内規取調局を設置し、「皇族令案」を作成した。当初、取調局の総裁は岩倉具視であったが、翌1883年（明治16年）、岩倉が他界し、翌1884年（明治17年）、宮内省内に制度取調局を設置して、伊藤博文が宮内卿及び制度取調局長官に就任し、皇室法の整備に本格的に着手した。

制度取調局は、1884年（明治17年）から1886年（明治19年）頃にかけて、「皇室制規」並びに「皇室典則」と呼ばれる皇室法案を作成した。皇位継承問題に関し、「皇室制規」では、その第1条において、「皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス。若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ継承ス。男女系各嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ従フベシ」と規定し³⁹、「嫡庶をとものに併有したうえでの男系原則を採りつつも女系の皇位継承をも認め」ていた⁴⁰。

明治憲法及び明治皇室典範の作成に携わった法制官僚の井上毅は、「皇室制規」の皇位継承案に異を唱えた。井上は、自身が著した「謹具意見」の中で、「女帝」について、「我が国の女帝即位の例は、初めは摂政に起因せし者にて、

皆一時の臨朝」と、歴代の「女帝」例は、一時的な特異な例であるとの認識を示し、「女帝」容認に反対した。井上は、「謹具意見」の中で、「皇統継続の事は祖宗の大憲の在るあり。決して歐羅巴に模倣すべきに非ず」と指摘し、皇統問題に関して、欧州の模倣をすることを戒めている。

さらに井上は、「女系」問題に関し、「女帝」の皇子は「女帝」の夫の姓を継承することとなるから、「女帝」の次の天皇は「女帝」の夫の家系の天皇となり、皇統が移ることとなり、皇位が、日本の歴史上、一貫して「男系」による継承とされる「万世一系」の思想が否定されることに懸念を示した²⁹。

日本における「男系」尊重の思想は、近代以前からの「家」制度のあり方が深く関わっているものと考えられる³⁰。

近代以前から、「家督・家格・家名・家産を有し、その継承・相続が法（慣行）としておこなわれる社会階層にあつては、ゆるやかな形を採る長男単独家督財産相続制」という形式が³¹、浸透しており、近代に入ってもなお、長男重視の家督制度は、わが国の社会に根を張り続けた。

明治期において、憲法中心の法制度の整備作業の中で、「社会一般が男系一統主義的『家』観念を中軸」として機能していた背景を斟酌すれば³²、政府の指導層が、皇位継承制度を整備するにあたり、「男系」を軸とする「万世一系」主義を尊重する方向に傾くことは、想像に難くない。

「家」制度が、国民の間に受容される社会的な基盤が、近代以前に既に確立していたという背景が存在するが故に、皇位継承における「万世一系」主義は構築しやすく、又同時に広く国民の間にも浸透しやすいものであった。

日本の皇位継承史上、「女性天皇」は8人10代存在したが、これは、時代背景と共に臨機応変に、「女子が短期間だけ『中継ぎ』的に継承するという、緊急避難的な措置を容認したうえでの、男系皇統主義」という特徴を有していたのである³³。

「女性天皇」を認めず、「男系男子」主義を採用する場合、皇位継承者の確保が困難になる可能性が生じる。その場合、「皇胤」（皇室に血縁を持つ者）の確保が、重要な問題として生じることとなる。

明治政府は最終的に、「万世一系」主義と「皇胤」確保の問題解決の為に、「女性天皇」を否定する代わりに、「庶子」（側室の子）を認めるという方法により、皇位継承問題を乗り切ろうとしたのである。

井上は、政府部内で法制度の整備作業が進行する過程で、「皇位継承の順序は明文による法定化を以って確定すべき」との方針を示した²⁹。皇位継承に関する、法規定の明文化は西欧の法制度を参考にしたものであったが、その内容までも西欧化する意図はなかった。

井上は、皇位継承の中身について、「万世一系」主義を遵守する一方で、継承の方法を明文化することを構想した。「天皇家の近代化は、非制度的な仕組み・暗黙の了解のなかでおこなわれてきた皇位継承のありようをあぶりだし、これを明文の命題によって制度化することを」構想したのであった³⁰。

井上は、男系男子主義に基づく「万世一系」主義を維持するために、「庶子」を認めることが、その維持の目的の為に、密接不可分に関係する処置であるとの認識を示していたのである。

「帝室典則」は、「皇室制規」の修訂案としてまとめられた案であるが、皇位継承の問題について、「皇室制規」とは相違点があった。

「帝室典則」の第6条において、「凡皇位ノ継承ハ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニス。嫡中ノ順次ハ長幼ノ序ニ従フ。庶モ亦之ニ同ジ」と規定し³¹、「女性天皇」を否定し、男系男子主義に基づき、「庶子」を認めることが示されていた。この修訂事項は、井上の「謹具意見」が尊重され、「女性天皇」を否定し、皇位継承者を男子に限定すべきであるとの意見が認められる形となった。

「皇室制規」から「帝室典則」への整備作業は、途中、井上による「謹具意見」を参考にされながら進められたが、結局、新たな皇室法案の整備作業が検討されることとなった。しかし、先の整備作業により、皇位継承問題に関し、「女性天皇」の否認と、「庶子」の容認とが裏腹の関係として密接に結びつき、「万世一系」主義を維持することに大きな役割を果たす基礎が形成された。

「皇室制規」及びそれに続く「帝室典則」の作成は、明治政府による積極的な皇室法整備の意欲の表れと考えることが出来る。これらの皇室法案の整備作

業が、最終的に、「(明治)皇室典範」の成立に貢献して行くこととなった。

「皇室制規」・「帝室典則」の立案後、新皇室法案として、元老院の一員で、駐露公使であった柳原前光が、自身で、「帝室法別概要」という案を作成し、内大臣三条実美に提出した。その後、柳原は、皇室法の起草を委任され、1887年(明治20年)1月に、「皇室法典初稿」を起草した。この中で、皇位継承に関し、第36条の規定で「男系男子」の継承が明記され、「女性天皇」は否定されていた。

井上毅は、伊藤の命に従い、「皇室法典初稿」の内容に批判を含めて、大幅修正を行い、再編案として、「皇室典憲」をまとめた。さらに井上は、「皇室憲典」並びに、「皇室法典初稿」の後半部を修正した「皇族令按」をまとめた。その後、「皇室典憲」・「皇室憲典」・「皇族令按」の検討・修正作業を経て、「皇室典範」・「皇族条令」が作成され、柳原は、井上の「皇室典範」案を受けて、「皇室典範」再稿を作成し、同年3月、伊藤に提出した。

伊藤は、3月20日に高輪会議と呼ばれる会議を開き、井上等と草案の検討作業を行い、草案は、「皇室典範草案」としてまとめられた。翌1888年(明治21年)3月に、「皇室典範草案」の再検討・修正が行われ、4月初旬に、典範の草案作業が終了した。

皇室法案の整備作業の過程においては、「女性天皇」を容認する案もあれば、「男系男子」主義の遵守という案もありと錯綜する部分もあったが、結局、「『帝室典則』が、庶子容認を前提とした男統主義・男子主義を一義的、明確に選び取り、そうすることによって無言のうちに女帝成立の余地を拒否する路線をとり、そしてそれ以降は、その後作成されたいっさいの立法案において、この路線は」厳守された²⁹⁾。さらに、「皇室典範」案作成の途上で、「枢密院御諮詢案」を審議する際に、枢密顧問官にとって「女性天皇」を否定する一方で、「庶子」を認めるという路線は、「いかなる異論も提示されない程度において確定済み」のことであった³⁰⁾。

明治政府の「女性天皇」を否定する一方で、「庶子」を認めるという基本方針が、皇室法案の整備作業の過程で確定していたことは、西欧君主国に倣うこ

となく、日本独自の継承方式として、注目すべきことであった。

「(明治) 皇室典範」は、明治憲法の発布と同じ、1889年(明治22年) 2月11日に、「公式にこれを臣民に公布せず、その制定を賢所・皇靈殿・神殿に親告するに止め」る形で³⁶⁾、新聞に非公式に発表させる体裁の非公布主義で勅定された。

皇室の家法である「皇室典範」は、全12章66箇条の構成で、皇室は、「皇室自律主義」に則り、国民(明治憲法下では臣民)からの介入を受けない格別の存在として扱われた。

明治政府は、憲法について、その注釈書として「憲法義解」を作成したが、「皇室典範」についても、その内容を説明する書として、「皇室典範義解」を作成した。

政府は、「皇室典範義解」作成の過程で、枢密院による審議の際に、枢密顧問官に配布された「皇室典範義解」の「説明書」に、古代の天皇の皇位継承の歴史的事例を列挙した上で、「若庶系ヲ立ルコトナカリセハ當時既ニ言フヘカラサルノ事アラム我カ國ノ庶出絶タサルハ實ニ已ムヲ得サル出ル」と述べ³⁷⁾、「『庶出ノ天皇』の存在が天皇家の歴史のうえで、不可欠であったか」を強調し³⁸⁾、「事実の集積から形成された慣行(=制度)を正当化してみせるという、独特な方法論」で³⁹⁾、「庶出」の重要性を指摘している。

最終的に、明治政府により、「万世一系」主義を背景に「庶子」を容認する前提に基づいて、「女性天皇」の誕生は否定された。

皇位継承議論と「(現行) 皇室典範」の成立

明治憲法体制は、1945年(昭和20年) 8月14日のポツダム宣言の受諾により、実質上崩壊した。戦後の連合国軍(実質はアメリカ主導)の占領政策により、日本の民主化・自由主義化が推し進められ、その過程で、戦前の天皇主権の体制から、国民主権の体制への移行が進められた。

国家の基本法である憲法については、国民主権を基本理念とする「日本国憲法(現行憲法)」が、1946年(昭和21年) 11月3日に制定された。「天皇制」は、

戦前の「明治憲法」下の絶対主義的天皇制とは異なり、政治上の実質的な権限を有しない『日本国の象徴』（現行憲法第1条）として、再出発することとなった。

現行憲法下での「天皇制」の制度は、戦前から戦後、大きく変化することとなり、それは必然的に「皇室制度」の大きな変化をもたらすこととなった。

先の「(明治)皇室典範」は、明治憲法と並ぶ最高法規的な地位を持っていたが、新たな「皇室制度」（最終的に「(現行)皇室典範」として結実）は、戦前とは大きく異なり、現行憲法の下位法としての地位であり、国会の議決により改廃される通常の法律の一種として取り扱われることとなった。しかし、戦後の新たな皇室制度の名称は、皇室の崇高さに配慮する形で、「一種の荘重さを与へる趣旨」という理由により⁹⁸、「皇室典範」の名称が、戦前に引き続き用いられることとなった。

皇位継承の問題に関して、「(明治)皇室典範」においては、その第1条で、『大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス』と規定し、さらに明治憲法の第2条で、『皇男子孫』と規定しており、明治典憲体制においては、「男系男子」による皇位継承が明確であった。

その一方で、戦後の現行憲法下においては、その第2条で、『皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する』と規定し、戦前の明治憲法とは異なり、男女の区別が明記されていない特徴を持っている。

しかし、戦後の「(現行)皇室典範」において、その第1条で、『皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する』と規定し、皇位継承制度は、実質的には戦前と何ら変わらなかった。

戦後直後も、政府の見解は、原則として、「(明治)皇室典範」の理念からの脱却を図ってはいなかった。1946年（昭和21年）7月25日、宮内省関係の「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか」という文書において、「女性天皇」を認めなくても、違憲とは言えないとの見解を示している。その理由として、「(明治)皇室典範」の注釈書である「皇室典範義解」において、女系は皇位世

襲の観念には含まれないといった解釈や、過去の「女性天皇」の例は、一時的な「摂位」に過ぎないという解釈であった。

戦後の皇位継承制度について、皇位継承資格を戦前の男子限定から、女性にも皇位継承資格を認めるという議論は、国会内で活発に行われた。新たな皇室制度の構築を審議する過程で、女性の皇位継承資格の否認に関しては、新憲法の理念との兼ね合いも含め、多くの議員が批判的な意見を述べた。

1946年（昭和21年）12月5日の第91帝国議会における新「皇室典範」案審議の過程で、日本社会党の及川規議員が、新典範案には女性が省かれていると指摘した上で、「皇室は、新憲法において天皇が象徴となられたことにより、一層國民の儀表たるの地位を高めたものであります。従つて皇室は、すべての點において範を國民に垂れさせられ、眞に國民憧れの中心となられるべきものと思ふものであります。憲法に折角樹立せられた男女平等同權の原則が、まず皇室典範において破られておるといふことは、遺憾のきわみ」と⁸⁶、女性の皇位継承権が認められない点を、新憲法の理念に則った上で、厳しく指摘した。

及川議員の意見に対し、当時、政府側の新憲法の担当者で、典範論議の責任者の一人であった国務大臣の金森徳次郎氏は、「男系ということ、動かすべからざる一つの皇位継承の原理として考え」ながら⁸⁷、さらに、「男系の御子孫という所を逐うて行きまして、結局女性の天皇を考えますと、その後において系統の行き途がない。皇位継承の範圍がそこにおいて盡くるといふことになると答弁し⁸⁸、皇位継承の原理は男系であり、「女性天皇」により、継承範圍の問題が生じることになり、議論を十分に尽くさなければならぬと述べている。

6日後の12月11日、衆議院における新典範案審議の席上、松本七郎議員が、「新憲法においては、天皇の大權はごく形式的なものに限られており、天皇は象徴に（ほか）ならないのでありますから、女子の継承権を排斥すべき理由は何等認められない」と⁸⁹、新憲法の理念を踏まえ、女性の継承権を認めるべきとの意見を示している。

松本議員の意見に対し、金森国務大臣は、新憲法下において、「女性の天皇が適當でないという論據は漸次減少して來るといふことを認め」る必要がある

と⁴⁰、「女性天皇」の否認には含みを残した。しかしその一方で、金森国務大臣は、「日本の皇室が常に男系の原理を認めておつて、未だかつて男系たることに一つの例外をも置かなかつた」と⁴¹、皇位継承史上、男系主義が常に厳格に遵守されてきたことに留意し、「男系の女子が御位におつきになるということは、そののちにおきまして皇位を継承せられる所の系統が起こつて来ない」との答弁を行い、課題を残した⁴²。

戦前は容認されなかった女性の参政権であったが、戦後男女平等の普通選挙により、39名の女性議員が誕生した。翌12月12日の衆議院の新典範案審議の席上、日本社会党の新妻イト議員が、皇位継承の問題に関し、新憲法並びに新民法の理念に基づき、戦前の「家」制度からの解放を指摘した上で、「今後の新憲法によりまして、女もどうやら人間並みになつたのでございますから、この男系の男子ということをごつてどうかしてとつていたゞくことができないか」と⁴³、従来の皇位継承権の男系男子限定主義の踏襲に批判を行っている。

新妻議員の意見に対し、金森国務大臣は、新民法に伴う「家」制度の解体は、「関係している方々だけの集團、利害関係が、その関係している人達だけの問題」と指摘し⁴⁴、皇位継承問題に関しては、世間一般の相続問題とは異なり、「國の象徴という、國と大きなものの中の中心的存在であります所の象徴という地位が順次承継されて行くという関係」と答弁し⁴⁵、皇室の特殊性を強調し、さらに、「女性天皇」について、「百二十何分の十という約七、八分に近い例外」との見解を示し⁴⁶、「女性天皇」は、少数の例外的な存在であるとの認識を示した。

金森国務大臣は、皇位継承について、「日本においては男系ということは一點の疑いなく確保されております。そういたしますと、男系ということとはまづ擁護しなければならんのではなからうか」との見解を示し⁴⁷、早急に「女性天皇」を認めることには、問題があるとの認識を示した⁴⁸。

しかしその一方で、金森国務大臣は、「女性天皇」を認めるか否かという問題に関しては、「そういう考えが湧き起ることは、これは國民の意思によつて事物が研究されていく現在の段階において、適當なことと思つております」と

も述べ⁹⁸、「女性天皇」誕生の可能性については、将来の検討課題としての含みを残した。

さらに、金森国務大臣は、皇位継承資格を「男系」に限定するという理由について、「男系によるということが何故に正しきや否やということの論議は、相當にむずかしいことである」との見解を示し⁹⁹、今後の重要な研究課題であるとの認識を示した。

皇位継承の「男系」限定主義について、「男系」限定主義が、単に伝統的なものであるとの考えに基づくならば、「昔からそうになっていたことを維持していくことあるいは変更することの意味、とりわけ皇位及び象徴たる地位の意義との関係をどう理解し、どう評価するか」等の問題が生じ¹⁰⁰、現行憲法上、主権者である国民の間で幅広い議論が必要になるものと考えられる。

注

- (1) 明治憲法下では、(明治)皇室典範が、憲法と同等の最高法規性を有し、憲法を頂点とする政務法と典範を頂点とする宮務法が並立することとなった。典範は皇室の家法故に、憲法とは異なり、非公布主義（新聞に非公式に発表させる形）を採用した。現行憲法下では、(現行)皇室典範は、憲法の下位法と見なされ、国会の議決により改廃されるものと理解される。
- (2) 伊藤正己（他編）『憲法小辞典』、昭和50年、有斐閣、103頁、参照。「皇室のことは皇室自らが決定し、国民がこれに関与することを許さない、という原則。明治憲法体制の下では、憲法と皇室典範とはそれぞれの最高の成文法形式で、皇室典範の改正には帝国議会の議決を必要としなかった。また、広大な御料地を設け、経済的な面から皇室の自主独立性が脅かされるのを防いだ」。そして戦後、「日本国憲法の下では皇室典範は法律となり、皇室の財政は国家の民主的統制に服し、皇室自律主義は棄てられた」。
- (3) 稲田正次『明治憲法成立史 上巻』、昭和44年、有斐閣、293頁。明治憲法の成立過程の研究は、この稲田氏の著書が詳しい。「日本国憲法按」の条文案が簡潔に整理されている。
- (4) 稲田、前掲、308頁。
- (5) 稲田、前掲、308頁。

- (6) 稲田、前掲、308～309頁。
- (7) 高橋紘・所功『皇位継承』、平成11年、文藝春秋、105頁、参照。
- (8) 奥平康弘『「萬世一系」の研究』、2005年、岩波書店、213～255頁、参照。(第1～3次案)「日本国憲按」作成作業における、皇位継承問題の取り扱いに関する研究について、この奥平氏の研究に負うところが大きい。皇位継承問題における継承者の資格等の問題に関し、「女系」・「庶系」の問題等を精緻に分析している。
- (9) フランスを模範にしたベルギー憲法の影響を受けていた側面がある。
- (10) 奥平、前掲、253頁。
- (11) 鈴木正幸『皇室制度』、1993年、岩波書店、59頁。
- (12) 鈴木、前掲、59頁。
- (13) 奥平、前掲、224頁。
- (14) 奥平、前掲、219頁。
- (15) 奥平、前掲、219頁。
- (16) 鈴木、前掲、59頁。
- (17) 鈴木、前掲、59頁。
- (18) 明治藩閥政府は、国会開設を主要な運動目標とする自由民権運動や、政府部内においては、条約改正等の問題を抱えていた。1881年(明治14年)7月下旬に、政府の財政窮乏に伴い、北海道の開拓費の打ち切りを決定した上で残った官有物(工場・牧場等実価約300万円相当)を、薩摩出身の開拓使長官黒田清隆は、約38万7千円という不当な安価で同郷の鹿児島出身の政商五代友厚等の関西貿易社に払い下げようとした行為(北海道開拓使官有物払下げ事件)が明るみに出て、民権派から、こうした事件は、国会の不存在から生じるものとして厳しい批判を受けた。この事件により、藩閥政府は危急に立つが、伊藤博文等は、明治14年の政変を起こし、民権運動に対応するため、1890年の国会開設及び国会開設に先立って、欽定主義(君主が制定主体)の成文憲法を制定することを公約した。この勅諭の狙いは、国会開設の公約により民権運動の運動目標を喪失させ、民権運動を分裂させる狙いがあった。さらに国会開設に先立つ憲法の制定は、民権派の国会における憲法制定の審議・成立という目的を削ぐものであり、政府の民権派に対する先制攻撃というべきものであった。政変では、参議大隈重信の罷免、大隈派の罷官を断行し、薩長藩閥体制をあらためて引き直した。
- (19) 奥平、前掲、231頁。
- (20) 奥平、前掲、231頁。
- (21) 奥平、前掲、233～234頁、参照。井上毅は、日本独自の「しらす」という観念を強調した。すなわち、古来より日本の天皇家では、西欧諸国に見られる厳しい支配関係のあり方とは異なり、『君治ノ徳』を以ってむしろ社会諸関係の中に融合しつ

つ、ソフトに情緒的に」統治を行ってきたと考えられ、こうした統治方式が、『(クニ)を治める』、すなわち、『しらす』(『しろす』)『しろしめす』)という言い方、あるいはそういう『観念』である、と」井上は理解した。井上は、日本の近代化を推進するためには、この様な「しらす」方式が、採用されるべきであり、それを通じた「国家形成を辿ることによって、西欧諸国とは一味ちがった、日本の『くにのかたち』を保持しづける」ことが、妥当な方法と考えた。さらに「しらす」方式は、近代化の過程で、立憲主義的・民主主義的な要素の強い国家体制は、回避しなければならないという井上の信念にとって有益な方法であった。

- (22) 鈴木、前掲、72頁、参照。「家」は、「原則として血族(日本の場合には養子によることも可能であった)によって構成される家族が、その家産・家業・家名を維持するために、家長の指揮監督に従って生活する組織」を意味する。「家」社会は、戦前の日本社会の基本型で、皇室は「家」の最高峰と見なされ、天皇は「家長」の最高峰と見なされた。
- (23) 奥平、前掲、235頁。
- (24) 奥平、前掲、236頁。
- (25) 奥平、前掲、236頁。
- (26) 奥平、前掲、242頁。
- (27) 奥平、前掲、242頁。
- (28) 奥平、前掲、264頁。
- (29) 奥平、前掲、265頁。
- (30) 奥平、前掲、272頁。
- (31) 島善高『近代皇室制度の形成』、1998年、成文堂、106頁。
- (32) 伊藤博文『帝國憲法・皇室典範義解』、明治30年、149頁。
- (33) 奥平、前掲、276頁。
- (34) 奥平、前掲、276頁。
- (35) 芦部信喜・高見勝利(編著)『日本立法資料全集1 皇室典範』、1990年、信山社、438~441頁、参照。昭和21年12月18日の「貴族院皇室典範案特別委員会」において、村上恭一議員が、典範を法律と言わないのは、「一般の法律よりも稍々強い、一段高い地位にあるものとし云ふような感じを起すことはないでありませうか」と質問し、これに対し、政府側の金森徳次郎国務大臣は、「皇室に關しまする規定に付きまして、或程度の相應しき尊嚴さを備へますことは適當なことと考へて居ります、皇室に關しまする根本の制度でありますが故に、一般の法と云ふ言葉より何となく莊重に聞えまする所の典範と云ふ言葉を用ひて表題にすることは、其の莊重ならしむると云ふ意味に於て理由がある思ひます」と答弁している。
- (36) 芦部・高見、前掲、229頁。現行憲法は、その第14条で、全ての国民に対し、法

の下の平等を定め、性別によって差別されてはならないことを規定している。

- (37) 芦部・高見、前掲、232頁。
- (38) 芦部・高見、前掲、231頁。及び232頁、参照。金森国務大臣は、この答弁の中で、皇室典範が、女性の天皇を容認しなかったことについて、それが、配偶者の存在や権能の関係等の問題から生じているものではないことを強調している。
- (39) 芦部・高見、前掲、314頁。及び318頁、参照。松本議員は、女性天皇問題に関する質疑の締め括りで、最終的に男系限定の科学的根拠の問題が解決されれば、女性天皇容認もあり得るのではないかと質したのに対し、金森国務大臣は、十分な研究により正しい結論が出れば、従うのは自然との回答を示している。
- (40) 芦部・高見、前掲、315頁。
- (41) 芦部・高見、前掲、315頁。
- (42) 芦部・高見、前掲、316頁。
- (43) 芦部・高見、前掲、362頁。
- (44) 芦部・高見、前掲、363頁。
- (45) 芦部・高見、前掲、363頁。及び364頁、参照。歴史的な事実の中に原理を発見する重要性を、金森国務大臣は強調し、それに基づけば、男系は、問題なく確保されていると説明している。
- (46) 芦部・高見、前掲、364頁。女性天皇問題に関しては、歴史からの原理の発見が困難との見方を金森国務大臣は示している。
- (47) 芦部・高見、前掲、364頁。
- (48) 芦部・高見、前掲、364頁、参照。金森国務大臣は、女性の皇位継承問題について、新「憲法の認めておりまする両性の基本的なる平等」というような思想と組み合わせ、始終考えて行かなければならぬことはもとより思っております」と答弁し、皇位継承の今後のあり方について、戦後の新憲法下の「男女平等」原則に配慮する考え方を示している。
- (49) 芦部・高見、前掲、365頁。
- (50) 芦部・高見、前掲、231～232頁。
- (51) 園部逸夫『皇室法概論』、平成14年、第一法規、380頁。

Ⅱ 「万世一系」論と「女性天皇」問題

「万世一系」主義の思想

大日本帝国憲法（明治憲法）では、その第1条において、『万世一系』主義を強調している。「万世一系」とは、「皇位は、その始まりにより現在に至るまで一つの家系・血統により伝えられており、他の家系・血統の者が皇位に即くこと」がなく¹⁴¹、さらに、「王朝交代がなく、家系が一つで変わらないことと、それが長期間にわたっていることが、それ自体として価値となり、この家系にある者のみが皇位継承者の資格を」有することを意味する¹⁴²。

「万世一系」という文言は、明治政府により、明治憲法上の規定において確立したものと考えられる。

日本の皇位継承の歴史上、「万世一系」主義が、厳格に遵守されてきたかという問題には、実は多様な意見が存在する

明治憲法下では、天皇は、「神勅」(＝「神の意思」)に基づき、現人神(＝「人間の形をした神」)と位置づけられ、憲法的な視点から考察すれば、超憲法的であると同時に憲法的であると考えられ、神であると同時に君主であると考えられる存在であった。

「神勅」の根拠は、記紀(『古事記』並びに『日本書紀』)の記述であった。記紀史観に基づき、「男系」による皇位継承が、古来より連綿と継続されて来たものと考えられるのである。

歴代の天皇の中で、最初期の天皇の存在は疑問視されている。初代の神武天皇の存在は、神話の世界に包まれ、實在制が疑問であり、2代綏靖天皇から、9代開化天皇に至るまで記紀には事績が存在せず、天皇の系譜を引き延ばす後世の造作ではないかとの疑義が持たれている。さらに初期の天皇の陵墓の存在が確認されず、この事実が、後世に造作された天皇ではないかとの疑義に拍車を掛けている。天皇の起源が不明確であることは、「万世一系」主義の根拠を揺るがしかねないものである。

「万世一系」主義の思想に疑義を呈する著名な論として、「騎馬民族征服論」

や「三王朝交代論」等が見られる³¹⁾。

さらに、古代期の皇位継承の中で、第26代継体天皇の即位が特に問題視される。『日本書紀』では、継体天皇は、近江の彦主人王ひこうしのおおきみと越前出身の振媛ふりひめの間に生まれ、越前で成長（『古事記』では近江で成長）したと言われる。第25代の武烈天皇の死去後、皇位継承が行き詰まり、大伴金村等によって擁立され、天皇に即位した。

継体天皇については、皇族の出身であるか否か、今日においても明確な確定論は出ておらず、その即位についても、「記紀は天皇の系譜を克明に記すのを原則にしているのに、系譜上は空白がある。五世孫といえば、血縁上ずいぶん遠縁にあたる。これらの点が、皇統の継続性について謎を深める」ということになった⁴⁾。

「万世一系」主義に関しては、初期の天皇の遺跡等の問題といった考古学的な見地から、疑義を呈する論も存在する。

最初期の天皇（例えば初代神武天皇から9代開化天皇まで）の存在を前提にする場合、「天皇の支配は弥生時代にまでさかのぼることになるが、その痕跡を残す遺跡や遺物」は、未だ発見されていない⁵⁾。天皇の実在を証明する重要な要素として、「陵墓」の存在について、「初期の天皇陵は記紀に記述されている地名をもとに、後世になって丘陵をもつ場所が適当に陵墓に結びつけられた」のではないかとの指摘がある⁶⁾。考古学的に、「陵墓」の治定が不明確であるということは、「万世一系」主義の正当性に一石を投じるものと考えられる。

「陵墓」については、その公開を要望する声が、宮内庁に出ている。しかし、宮内庁の見解として、「陵墓は、現に皇室において祭祀が継続して行われている生きた墓」との認識を示し⁷⁾、「静安と尊厳の維持の保持が最も重要なこと」として、「陵墓」の神聖化は、現在でもなお継承されている⁸⁾。

「陵墓」の公開は、既存の歴史観が覆される可能性が生じるが故に、「慣行で働く行政組織の宮内庁」は、懸念しているのであろうか⁹⁾。「陵墓」の非公開は、「万世一系」主義に、宮内庁自体が疑問を持っていることの裏返しという問題提起も可能である。

現在の日常生活に、「万世一系」主義が残っている部分がある。1967年（昭和42年）に、2月11日の期日が、「建国記念の日」として、国民の祝日として設定されたが、これは、「記紀神話に基づく紀元節」である¹⁰⁰。2001年（平成13年）に扶桑社から出版された『新しい歴史教科書』には、「神武天皇の東征伝承」や¹⁰¹、日本武尊や弟橘媛による「勇者の物語」等の神話が、史実と同様に列挙されている¹⁰²。

「万世一系」主義が正しいか否かを検討する場合、記紀等を始めとする歴史資料等の注意深い分析・解析や、「陵墓」等に見られる考古学上の視点からの考察等、多大な時間と労力等を要する研究課題である。こうした問題解決の為に、宮内庁の情報公開等、行政組織の柔軟な対応が、今後一層要求されるものとなる。

歴代の「女性天皇」の役割とは？

近代以降、「女性天皇」の即位は不可能となった。「(明治)皇室典範」の注釈書である『皇室典範義解』では、「女性天皇」についての解釈は、「幼帝の歳長ずるを待ちて位を伝へたまはむとするの権宜に外ならず」としている。すなわち、「女性天皇」とは、「権宜」（一時的な処置）にすぎないとの解釈である。明治政府は、「女性天皇」を、幼い男子の皇位継承者が、成人するまでの中継ぎ的な役割を果たすものに過ぎないとの解釈を示したのである。

しかし、近代以前に存在した「女性天皇」は、果たして明治政府の指摘した「中継ぎ」であったのだろうか。皇位継承史上、最古の「女性天皇」とされる推古天皇や、皇極（斉明）天皇、持統天皇の3人の天皇は、皇后であった。これは、「女性天皇」を単に「中継ぎ」役と位置づけるには問題が生じる¹⁰³。

推古天皇は、在位期間が36年と長期にわたり、在位の間に、冠位十二階の制や十七条憲法等の制度を整備したと考えられる。これは、厩戸皇子（聖徳太子）や蘇我馬子の補佐があるにせよ、30年を超える治世があったのは、「女性天皇」の指導力を物語るものではなからうか。

皇極（斉明）天皇は、国際舞台での政治・軍事活動を行った「女性天皇」で

ある。在位中、朝鮮半島情勢に伴い、百済国からの支援を要請され、天皇自身が九州へ赴き、陣頭指揮を取るといった軍事活動は、天皇自身が強いリーダーシップを備えなければ為し得ないことである。

持統天皇は、7世紀末に即位後、飛鳥浄御原令の施行等、律令政治の確立に努め、譲位後も太上天皇（譲位後の称号）として、政務に携わっている。

こうした例を見れば、「女性天皇」を単なる「中継ぎ」役と位置づけるのは、疑問である。

日本の古代期においては、男女の差別という意識はまだ薄かったのではなかろうか。それが律令体制以降、時代が下るに従って、女性の権利制約が促進され、12世紀末の武家政権の確立、それに伴う、「儒教イデオロギーを借りて強化された男女差別観の徹底」という思想が¹¹⁾、結果的に、「女性天皇」を「中継ぎ」と見なす偏見を促進させたのではないかと考えられる。

「女性天皇」と皇室（宮中）祭祀問題

戦後、国民主権を基本原理とする日本国憲法（現行憲法）において、天皇制は、その第1条で、「象徴天皇制」として、再出発した。

天皇は、明治憲法下とは大きく異なり、国民が統合していることを象徴する存在となった。天皇は、現行憲法上の規定で、国事行為のみを行う存在と位置づけられた。

天皇の皇位継承に関しては、現行憲法の第2条において、男女の区別の文言はなく、ただ『世襲』主義のみを規定することとなった、戦前の明治憲法との違いについて、明治憲法上は、『皇男子孫』の文言が規定されていたので、現行憲法上は、男女の性による区別は、解消された。

しかし、「（現行）皇室典範」において、その第1条で、『男系男子』主義の規定があるので、皇位継承資格の実質的な変革はなかったのである。

現行憲法下では、その第1条で、天皇の地位は、国民の『総意』、すなわち民意によって根拠づけられるものである。民意によっては、現在の天皇制が変革を許容される規範になりうる。

象徴天皇制の支持について、世論調査を行えば、およそ7割を超える支持率がある。それ故、現在の天皇制の根本的な変革を求める世論が形成されるという可能性は、現在無いものと見なすのが現実的な理解であると考えられる。

しかし、国民が象徴天皇制を支持し、その制度を維持するにせよ、現状をそのままに、いわば不磨の制度として維持することが果たして妥当であるかということには問題がある。

現在の象徴天皇制を維持する場合、その前提として、天皇の存在は、当然必要不可欠であることは言うまでもない。さらに制度継続の為に、皇位継承資格者は、常に確保されていなければならないことは当然である。それ故、皇位継承が常に円滑に行われる制度の整備は必要不可欠なものとなる。

現行の皇室制度の下、皇位継承資格者は秋篠宮以来、40年近く誕生せず、最近になり悠仁親王の誕生を見たが、「男系男子」に将来の皇位継承者の安定した確保は容易ではないものと考えられる。

「女性天皇」の可否を議論する上で、天皇とは、そもそも如何なる存在なのか。天皇制とは、一体如何なる制度なのか等の議論を積み上げる必要があると考えられる。

国民が、「皇位継承制度に関する論点は法律のみならず、歴史、政治、文化、思想等々極めて幅広い分野に及ぶこととなり、皇位継承制度を論ずるためにはそうした幅広い分野にわたる学問的成果を基に、更に深く思索を重ねる」努力を行うことが必要になるものと考えられる¹³⁾。

「女性天皇」の即位については、戦後、新たな皇室典範制定に関する論議の上で、将来の検討課題として、問題を先送りして以来、目立った議論は行われなかった。しかし、1980年代の半ばに、日本が、国際人権条約である「女性差別撤廃条約」を批准し¹⁴⁾、この様な人権条約と照らし合わせ、「女性天皇」問題の議論が再燃化した。

現行憲法には、「天皇は象徴に過ぎない」とは規定されていない¹⁵⁾。現行憲法制定に深く関与したGHQは、天皇を「国民の尊敬の中心」と説明した¹⁶⁾。又、象徴天皇制の下で、「天皇が〈象徴〉としての機能を果たすためには国民とは

『異質』の存在」の必要性を唱える声がある²³。「〈象徴〉には日本の歴史・伝統の連続性を担いつつ（そこに憲法第二条に規定する『世襲』の意味がある）、常に個々の国民を超えた公明正大な立場で、国民全体に臨まれ、『国民の幸福を祈りながら』さまざまな立場で、さまざまな形で働きかけることを通して国民統合の実をあげられるという期待が込められているのであるから、『皇室と国民は同列』であると見做す『開かれた皇室』という考え方は²⁴、「象徴天皇制とは根本的に矛盾」が生じるとの指摘である²⁵。戦前の天皇制とは大きく異なり、国民統合の象徴となった天皇制が、象徴としての機能を如何に果たすべきかという議論が、今後ますます必要なものと考えられる。

さらに、天皇制を歴史的意義の観点から見た場合、現在も存続する皇室（宮中）祭祀の問題は重要なものと考えられる。皇室の祭祀体系等は、明治末から大正初期の時期にかけて作成された旧皇室令により規定された。戦後、旧皇室令は、法的に失効したが、祭祀体系等は未だ慣習として継続されている。

このような祭祀問題を、今後如何に取り扱うか、議論が必要なものと考えられる。なぜなら、祭祀問題は、現在の皇位継承の問題に影響を及ぼすもの考えるからである。皇位継承制度と皇室祭祀等の諸問題との関係に関し、「皇位継承制度は皇室制度の基本的価値を定めた制度であり、他の皇室諸制度の内容と密接な関係を有するものであることから、議論に当たって皇室制度を総合的に考えることが必要であると思われる。例えば皇族の範囲（宮家を継承・創設することの意義、皇族の皇籍離脱の基準・手続、配偶者の制度の考え方）、摂政制度（摂政就任資格、就任順序）、皇室経済制度（皇族費の定額、宮廷費と内廷費・皇族費との関係）、敬称制度、皇室の事務を行う組織体制、また国の制度ではないが皇室祭祀との関係なども視野に入れた議論であることが望ましい」との指摘がある²⁶。

将来、「女性天皇」を容認して行く場合、即位した「女性天皇」が、宮中祭祀を円滑に行い得るかどうかは重要な焦点の一つとなる。宮中祭祀は、皇居の宮中三殿（賢所・皇霊殿・神殿）において行われ、その意義とは、「万世一系イデオロギー」が、未だ生きていること「を確認するための儀式」と考えられ

る⁹⁵。現天皇は、一年間に、「30回前後の宮中祭祀に出席」している⁹⁶。

天皇だけでなく、皇族も宮中祭祀に出席するが、祭祀の中には、女性皇族には出席資格が無いものも存在し、例えば「新嘗祭」（稲の収穫祭）等は、その典型例である。さらに、「女性特有の『血のケガレ』を忌避するしきたりから、生理や妊娠の際には出席できない」という制限も存在する⁹⁷。

しかし、過去に存在した「女性天皇」は、宮中祭祀を執り行ってきた歴史的経緯がある。

それ故、「宮中祭祀には女性が携われないものがあると主張して女性天皇を拒む論理は、その宮中祭祀こそが新しい（多くは明治以後の）もの、つまり伝統ではないのだから変更」可能なものと考えられる⁹⁸。皇室の伝統には、宮中祭祀の問題を含め、近代以降に確立したものが少なくない。こうした観点から、もし宮中祭祀を、「女性天皇」否認の理由の一つとして結びつける様なことがあるならば、それは重大な問題となりうる。

注

- (1) 園部逸夫『皇室制度を考える』、2007年、中央公論新社、149頁
- (2) 園部、前掲『皇室制度を考える』、149頁。
- (3) 中野正志『万世一系のまぼろし』、2007年、朝日新書、42頁、参照。「騎馬民族征服」論は、東洋考古学者江上波夫氏により提唱され、「ツングース系の騎馬民族の王である十代の崇神天皇が四世紀初め、南朝鮮から九州に進入して、第一次の建国を果たし、更に「約百年後、十五代の応神天皇の代に騎馬民族を率いて九州から大和絵へ東遷し、先住の農耕民族を征服して、大和政権を樹立したと」推定する論である。「三王朝交代」論は、古代史学者水野祐氏により提唱され、日本の古代の時期においては、中国と同様の王朝の交代が見られるということ、すなわち、「古王朝（先王朝、崇神王朝）、中王朝（仁徳王朝、後仁徳王朝）、新王朝（継体王朝）という血統が異なる王朝が興亡したと」推定する論である。
- (4) 中野、前掲、43頁。
- (5) 中野正志『女性天皇論』、平成14年、朝日新聞社、168頁。
- (6) 中野、前掲『女性天皇論』、158～160頁、参照。天皇陵に関しては、「九代の開化天皇まで陵墓は治定されているが、神武天皇陵は明治期に小丘をつなぎ合わせて土

盛りし、八角形に造成されている。三代の安寧天皇陵、四代の懿徳天皇陵、五代の孝昭天皇陵などは、自然丘陵にすぎない。九代の開化天皇は前方後円墳とは認められるが、古墳時代中期に造られており、十代の崇神天皇陵より明らかに新しく、時代が合わない」等との考えが定説になっている。

- (7) 中野、前掲『女性天皇論』、205頁。
- (8) 中野、前掲『女性天皇論』、205頁、参照。「陵墓の公開を求める声は、一九七二年、奈良県明日香村の高松塚古墳で壁画が発見されたのをきっかけに、再燃した。以来、日本考古学協会ら学者グループは三十年以上にわたり、陵墓の保存や公開を宮内庁に求め続けてきた。その結果、一九七九年、大阪府羽曳野市にある白髮山古墳（治定は清寧天皇陵）を修理する際、学会の代表に外堤部分だけが公開された。だが、墳丘への立ち入りは相変わらず禁止されており、宮内庁は学問的な正解にも目を閉ざしたまま」というのが現状である。
- (9) 中野、前掲『女性天皇論』、205頁。
- (10) 中野、前掲『女性天皇論』、174頁。
- (11) 西尾幹二（代表）『新しい歴史教科書』、2001年、扶桑社、36頁、参照。
- (12) 西尾（代表）、前掲、42～43頁、参照。
- (13) 中野、前掲『女性天皇論』、118頁、参照。中野氏は、古代史学者の井上光貞氏の研究を紹介している。井上氏の研究として、「古代には皇位継承上の困難な事情がある時、先帝または前帝の皇后が即位するという慣行があったのであり、それが女帝の本来の姿であった」と指摘している。7世紀末までに即位した女性天皇は、律令制以後に即位した女性天皇とは質的に異なるものとの考えを示した。
- (14) 中野、前掲『女性天皇論』、145頁。加藤周一氏は、文学史の分析として、古代の女性の役割を指摘している。加藤周一・『日本文学史序説・上』、1975年、筑摩書房、参照。
- (15) 園部、前掲『皇室法概論』、313頁。
- (16) 筒井若水（編代）『国際法辞典』、1998年、有斐閣、192頁、参照。「正式には『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』』と呼ばれる。日本は1985年に批准。「前文及び30カ条からなり、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野における男女平等を規定し」ている。辻村みよ子『憲法』、2004年、日本評論社、32頁、参照。「男女平等の観点から女性差別を排除するための原則や実効的措置を掲げただけでなく、自己の国籍を子どもに与える権利や教育・雇用・婚姻等について男性と同等な女性の権利（九条・一〇条・一一條・一六条）を明確にしている」。さらに、辻村、前掲、207頁、参照。皇位継承問題の男系男子主義について、「性別に基づく異なる扱いが日本の法制度や慣習上の性差別を助長・温存する機能を果たしていることなどからすると、合理的理由のない差別的

取扱いであると認めることができる」。そして、「あらゆる法制上や慣習上で性別に基づく不合理な差別的な取扱いを排除しようとする女性差別撤廃条約二条（とりわけ(i)）に明白に抵触すると解される」。

- (17) 大原康男「憲法に従えば皇室は開かれてはならない」、『論座』2004年9月、61頁。
- (18) 大原、前掲、61頁。
- (19) 大原、前掲、61頁。
- (20) 大原、前掲、61頁。
- (21) 大原、前掲、61頁。
- (22) 園部、前掲『皇室法概論』、381頁。
- (23) 原武史「皇室の危機は去っていない」、『論座』2006年11月、114頁。
- (24) 原、前掲、114～115頁、参照。原氏は、宮中祭祀の例として、宮中三殿の一つである「皇霊殿には、初代神武から124代昭和までの歴代天皇や皇族の霊がまつられており、春季皇霊祭（春分の日）や、秋季皇霊祭（秋分の日）、神武天皇祭（4月3日）、綏靖から仁孝までの各天皇の式年祭、孝明から大正までの各天皇の例祭、昭和天皇祭（1月7日）などが行われる」ことを挙げている。
- (25) 原、前掲、115頁、参照。原氏は、宮中祭祀に関して、女性皇族の出席については、現在においても、「男性にはない厳しい制約が課せられる」と指摘している。
- (26) 松本健一「皇室の伝統とは一体何か 女系天皇も容認すべき秋」、『中央公論』2006年3月、184頁、参照。松本氏は、「持統天皇をはじめとする歴代の天皇は宮中祭祀をおこなってきた」と指摘している。

Ⅲ 皇位継承拡大の是非

王権と「女性天皇」問題

天皇制という王権を考える場合、制度としての天皇制のみを論ずることに問題は存在する。古代より近世に至るまで、8人10代存在した「女性天皇」であったが、「女性はじつは王権のなかで大きな力を持ち続けてきたと」の指摘がある¹¹⁾。天皇制を検討する場合、「仮設性」という概念の重要性が指摘される¹²⁾。「仮設性」の一例として、「伊勢神宮は、二十年ごとに本殿を壊しては移し、壊しては移し、という式年遷宮を繰り返して」きたことが挙げられる¹³⁾。

天皇は、「エンペラー、中国ふうの皇帝という側面と、神聖王、神の子とい

う側面」を併せ持つ存在である¹⁴⁾。「皇帝」としての側面は、「律令制、つまり中国大陸ふうの官僚制」に影響を受けたものであり¹⁵⁾、その一方で、「神聖」なるものとしての側面は、「仮設性ともつながる柔らかなもので、おそらくここに女性が登場する」ものと考えられる¹⁶⁾。嘗ての封建社会における大奥の様な制度は、女性のみの世界であり、日本独自の特徴であった。王権における女性の果たしてきた役割は、少なからず重要なものであったと考えられる。

天皇の特徴は、中国風の官僚制度の上に立つ存在の一方で、「神聖王としての柔らかな部分」を併せ持っている¹⁷⁾。嘗て存在した「女性天皇」は、「日本の王権には、その両面がずっと生き続けていた」証であると考えられる¹⁸⁾。古代より継承された伝統として、「女性は摂政や関白にはなれないが、天皇には」即位出来るという事実が、その事を証明しているものと考えられる¹⁹⁾。

しかし、近代以降、制度としての硬質な側面が、「『神聖』性まで含めて法制化され」、従来の柔らかい部分が取り除かれてしまった²⁰⁾。すなわち、明治政府による、法制化作業に伴い、「天皇を『男系男子』に固執して女帝を否定しただけにとどまらず、女性の公的な社会的地位をほとんど無視した民法、家族制度」を構築した²¹⁾。

天皇制について、「王権は権力だけでは維持できない」ものと考えられる²²⁾。それ以外に、「人間の世界を超えた何かを一方に置く必要がある」のではないか²³⁾。王権には男性的なもの、すなわち「権力」としての側面を重視する一方で、女性的なものの重要性を考える必要があるのではないか。王権には、古代の卑弥呼に印象づけられる巫女的な側面、霊的な側面を女性が担うといった二元性が重要ではなかったかと考えられる。

現在の皇位継承議論

戦後の日本国憲法（現行憲法）及び「（現行）皇室典範」の下、皇位継承の議論は、数年前より、皇室典範の改正議論が浮上した。2005年の1月より、当時の小泉純一郎首相の下、「皇室典範に関する有識者会議」が首相の私的諮問機関として発足し、10ヵ月月程の議論を重ね、「女性天皇」、さらに「女系天皇」

の容認という結論を下した。

有識者会議の結論を踏まえた、「(現行) 皇室典範」の改正案が、翌2006年の通常国会に提出の運びになるかと思えたが、秋篠宮妃の懐妊及びその後の悠仁親王の誕生に伴い、改正案の提出は中止となった。

しかし、現在の皇位継承制度の下、新たな皇位継承者が1人誕生したからといって、皇位継承をめぐる議論は、まだまだ予断を許さないものである。

皇統継続に対する議論、現行の典範規定では、宮家において男子の継承者が不在の場合、宮家の断絶の恐れがある。宮家の消失の可能性を考慮すれば、将来の皇統の断絶の危険性も視野にいれなければならない。

さらに、皇位継承者に対し帝王教育を如何に行うかの問題がある。人間の教育は、基本的に、若年から行われることが望ましい。皇位継承をめぐる問題は、こうした観点からの議論も大変重要な問題となる。

「(現行) 皇室典範」の改正問題は、現状をそのまま放置すれば、最終的に皇統断絶の危機を迎えかねない緊急の問題と考えられる。

現在、国内及び国際的な政治の不安定及び不景気の状態から、国民の身近な生活の問題に関心が行きがちである。国会も衆参のねじれ現象が続いており、政治運営がスムーズには進まない。

しかし、その中でも、典範問題に関する議論は、目立たなくても行われている。現在の不安定な状況の中、置き去りにされている典範問題に関する識者の意見が種々存在する。

例えば、天皇について、「鎮守の森やお稲荷さんの前で立ち止まるといった『畏れ』を集約した存在で」あり³³、天皇制については、「あらゆる論争を鎮め『和』に転じてしまうブラックホール。国家に祭祀性がある限り存続し続ける存在」との意見がある³⁴。

又、現行憲法上、天皇はそもそも国事行為のみを行う存在であり、政治上の実質的な権限は無いのだから、「天皇はあくまで文化的、精神的な支柱であれば」よく³⁵、皇位継承に関し男子に拘泥する必要はないとの意見がある。皇室史を紐解けば、近代以前は自由であり、「政治的なもの以外の、文化的、精神

的なものは天皇が決める」べきであり、国民が口を差し挟むことは問題との指摘がある。ある意味では、「天皇制は、非常に不自由で、過酷な制度」であり³⁷、「そういう不自由で過酷な制度を、日本人は天皇家に押しつけている」から³⁸、もっと自由になることが必要であるとの考えである。

一方で、男系厳守の意見も存在する。皇位継承は男系の「万世一系」で継承されてきたとされ、「皇室は古来から、その形で継承されてきたのだから、その形は残すべき」との意見がある³⁹。皇統の男系維持の為に、嘗ては側室制度があったが、男系維持のためには、側室制度の復活すら視野に入れるとの意見がある。さらに、旧宮家の復活等、「男系男子の天皇制を存続させるための、あらゆる選択肢を考えておくこと」が重要との意見である⁴⁰。側室制度について、その制度が、「女性の権利を蹂躪するという考えには疑問」があり⁴¹、皇太子妃に男子誕生のプレッシャーを掛けることの方が「よほど人道的に問題ではなかった」かとの指摘である⁴²。

さらに、男系の維持は、なかなか実現が厳しいが、それを克服して維持していくからこそ、皇室は尊いとの意見がある。天皇は、祭祀者として、「すなわち、宗教指導者としての役割を果たすことで、『天皇』には、『有事』に際して一致団結の象徴となるという重要な役割」を有するとの指摘がある⁴³。それ故、「日本がバラバラに解体しかねない危機に瀕したときには、天皇を中心として、国がまとまるので」あり⁴⁴、一例として、「明治維新のときも、民衆が天皇に忠誠を誓い、団結して危機を乗り越切った」との指摘がある⁴⁵。天皇の存在は、「危機の時代に対処するための、潜在的な『安全装置』であったとされ⁴⁶、「この皇位は、男系の継承原理によって脈々と受け継がれてきたもの」と考えられる⁴⁷。皇室の存在意義は、「古代からの原理を維持していることに」あり⁴⁸、維持することが困難な「『男系維持』をこれまで実現してきたところからこそ、皇室の尊さがある」ものと考えられる⁴⁹。

注

- (1) 網野善彦×山口昌男「女性天皇論議が問い直す日本、王権、そして女性」、『論座』1998年12月、12頁及び17頁。歴史研究者の網野氏と文化記号学者の山口氏が、「女性天皇を考えることは、この国の古代からの歴史、世界の王権のありようの考察までに行き着く」とし、日本・王権・女性等について対談を行っている。
- (2) 網野×山口、前掲、17頁、参照。山口氏は、「文化財としての天皇制にからむもの」として、この概念を指摘し、伊勢神宮の式年遷宮を例に挙げ、「仮設性」を指摘している。天皇制は、こうした「仮設性」と「壮大で永続的なもの」両面を持っていると指摘している。
- (3) 網野×山口、前掲、17頁。
- (4) 網野×山口、前掲、17頁。網野氏は、山口氏の指摘する「仮設性」の概念を重視した上で、天皇制の「神聖性」の側面を指摘している。
- (5) 網野×山口、前掲、17頁。
- (6) 網野×山口、前掲、17頁、参照。網野氏は、「官僚制、制度が男性の世界だとすれば、これに対抗する^{こうきゆう}後宮、大奥は女性の世界になる。中国大陸のような^{かんがん}宦官が存在しなかった、日本ではそれは女性だけの世界」と指摘している。
- (7) 網野×山口、前掲、17頁。
- (8) 網野×山口、前掲、17頁。
- (9) 網野×山口、前掲、17頁。
- (10) 網野×山口、前掲、18頁。
- (11) 網野×山口、前掲、18頁。
- (12) 網野×山口、前掲、20頁。
- (13) 網野×山口、前掲、20頁。
- (14) 猪瀬直樹（他）「おさざりにされた皇室典範改正問題 皇位継承 愛子さまか悠仁さまか」、『週刊現代』2008年6月14日号、26頁、参照。各界より計16名の論者が、皇位継承問題を論じている。皇室典範改正問題を踏まえ、男系維持や女性天皇・女系天皇容認等、多様である。
- (15) 猪瀬（他）、前掲、26頁。作家の猪瀬直樹氏は、「天皇家そのものの実体は、いまでも昔もさほど大きなものではなく、『開かれた皇室』論議が盛んで」あるが、「本当に開いたら、天皇制は玉手箱のように白い煙となって雲散霧消する」と指摘している。
- (16) 猪瀬（他）、前掲、28頁、参照。鈴木邦男氏は、「『女系を認めれば天皇制は減ぶ』と言う者こそ不忠だ」との見解を示し、「我々こそが天皇によって守られている」とし、「天皇をはじめ、皇室の方々は、そこに存在してくれているだけでありがた

く、『男系限定だ』、『女帝を認める』と、外野が騒ぐこと自体、失礼な話」と指摘している。

(17) 猪瀬（他）、前掲、28頁。

(18) 猪瀬（他）、前掲、28頁。

(19) 猪瀬（他）、前掲、29頁、参照。漫画家のさかもと未明氏は、「女系なんて論外、男系維持のためなら側室制度の復活も」との見解を示している。さかもと氏は、「皇統は例外なく男系の『万世一系』で続いてきたとされるのだから、それを変えることは皇室の根幹をゆるがす」と指摘し、「2000年以上も続いてきた日本の（男系の）天皇制は、世界中のリスベクトの対象になっているのに、なぜそれを全力で守らないのか」と疑義を呈している。さかもと氏は、「けっして政治的立場やイデオロギーから男系男子の天皇制を唱え」るのではなく、「皇室は古来から、その形で継承されてきたのだから、その形は残すべき」と指摘している。

(20) 猪瀬（他）、前掲、29頁。

(21) 猪瀬（他）、前掲、29頁。

(22) 猪瀬（他）、前掲、29頁。

(23) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。皇學館大学の新田純氏は、「実現困難な『男系』を維持するからこそ、皇室は尊い」との見解を示している。新田氏は、「もし男子誕生がなかった場合、皇室や宮家に旧皇族の男子を養子としてむかえるという形を」採用しても、原則として、男系の維持の見解を示している。

(24) 猪瀬（他）、前掲、147頁。

(25) 猪瀬（他）、前掲、147頁。

(26) 猪瀬（他）、前掲、147頁。

(27) 猪瀬（他）、前掲、147頁。

(28) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。新田氏は、喩えとして、「京都や奈良に残る、歴史的建造物に価値があるようなもの」と指摘し、「木造で保存が難しいにもかかわらず、技術が発達し社会が変わっても、そうしたものが残っているのは、大変貴重なこと」との見解を示している。

(29) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。新田氏は、女性天皇の例を指摘し、女性の皇位継承には必ずしも反対ではないとの見解を示した上で、悠仁親王の誕生を踏まえ、「いま『男系』の原則を崩す必要は」なく、「その原則をこれからも維持するために、どうすべきかを考えるのが『順当』だと」指摘している。

むすびにかえて

国内外の社会情勢の不安や急速な経済不況等、国民の関心は景気対策等の身近な問題に関心が集中し、憲法問題、とくに皇位継承の問題の議論は下降線を辿っている。

政権も短期間で目まぐるしく変わり、先の福田政権では、皇室典範の改正については、関心が高かった面があるが、現在の麻生政権では、首相自身が、皇位継承問題には保守的と考えられている。

日本国憲法（現行憲法）においては、天皇は、国民統合の象徴であると規定されている。この制度において、皇室の基本的な役割は、「国の秩序の形を体现するとともに、人々の国に対する意識や国民としての一体感を醸成すること」が重要な要素の一つとなる¹⁾。皇室には、その果たす役割として、「国の機関的な面」における役割²⁾、「文化に関する面」における役割³⁾、「精神的な支えとしての面」における役割等⁴⁾、が挙げられる。皇室は、その特徴として、「超越性」と「一体性」という二面性を有し、国民に対し統合機能としての役割を果たしてきたものと考えられる。

すなわち、「超越性」とは、『皇室は我々国民とは懸け離れた存在である』という国民の皇室に対する意識を形作る」面であり⁵⁾、「一体性」とは、『皇室は我々国民とともにある存在である』という国民の皇室に対する意識を形作る」面である⁶⁾。

皇室と国民との関係において、「一般国民とは別格の存在が置かれ、それとの距離感と一体感により秩序形成と統合が」なされてきたと考えられる⁷⁾。さらに、「超越性」とは、「我が国の歴史の中で皇位が一つの特別な血統で継承されてきた」ものであり⁸⁾、「一体性」とは、「皇室を我が国の本家と考えて多かれ少なかれ国民一人一人と親密な繋がりがあるという気持ち」のものとの指摘がある⁹⁾。皇室の統合機能は、「超越性」と「一体性」により維持されると考えられる。

「超越性」と「一体性」に基づく皇室の統合機能が、今後如何に円滑に動い

て行くか。その為には、皇室制度を維持する上で、皇位継承の円滑性が、必要不可欠の課題となるが、これを今後如何にすべきか、議論を重ねる必要がある。

皇位継承問題について、「皇位は『男系』で継承されてきたとされており、皇位の男系継承が超越性の根拠」という指摘がある³³。しかし、「遠い将来に男系継承が不可能となった場合、女系継承となってもそれは正統な継承であり、男系継承でなければ超越性が」保てないわけではないという意見も考えられる³⁴。

さらに、「皇室の超越性の一つとして、現在の天皇につながる血統が、歴史上実際に皇位を継承し国家・国民とともにあった血統（この意味で一体性の根拠にもなる）」との意見も考えられる³⁵。

このような意見から、「今後皇位を継承することがふさわしい血統は、これまで皇位を実際に継承してきた血統か、あるいはできるだけその血統に近い血統であることが望ましい」ように考えられる³⁶。それ故、今後の皇位継承のあり方について、「現在の皇室の構成において直系継承ができるだけ可能になるように、皇位継承資格を女子・女系へ拡大することが、皇室の超越性・一体性維持と将来にわたる豊かな発展という観点から」好ましいのではないか³⁷。

さらに、戦後の現行憲法においては、象徴天皇制と共に、第9条の平和主義（「戦争の放棄」）の規定を持っている。現行憲法第1条と第9条の規定の関連性を考えれば、平和主義の視点から、平和主義に立脚した国家としての特徴を内外に強く印象づけるために、天皇を「『日本文化の象徴的存在』と位置づけ」ることも重要ではないか³⁸。

皇位継承問題について、多くの議論の積み重ねは、勿論必要であるが、「皇室に重い負担をかけない方向、国民のためになる方向に制度が向かうよう冷静に議論が進むこと」が重要である³⁹。象徴天皇制の問題において、「超越性・一体性を体現する存在として国の秩序・国民の憧れの中心にある皇室」を維持していくことを考える場合、「皇室が、将来も国や国民のために長く豊かに繁栄」して行く為にも⁴⁰、国民各自が、真摯に皇位継承の安定性の問題を含め、議論を一層深めて行かなければならない⁴¹。

今後の「天皇」の位置づけ及び役割等を鑑み、皇統における「男系」容認か、「女性・女系」否認か、という様な系統等の問題にのみ固執することは、必ずしも必要ではないと思われる。現行憲法の理念に相応しい「象徴天皇制」とは何かという問題を踏まえた上で、今後の皇位継承・皇室制度のあり方を考えて行くことが重要である。

注

- (1) 園部逸夫「皇室制度－その意義とこれから」、『論座』2008年3月号、35頁、参照。園部氏は、「皇室制度は皇室の方々のための制度であり、また国民のためにある制度であるということである。このことから皇室制度は、皇室と国民のそれぞれの在り方、また皇室と国民との関係の在り方により、その姿が変わり得る制度である」と指摘している。園部氏は、皇室制度の基盤が「歴史」「皇室」「国民」にあり、制度を動かす力になるとの見解を示している。
- (2) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、36頁、参照。園部氏は、皇室の役割は、日本国憲法上並びに事実上、3つの面を通して果たされていると指摘している。そのうちのひとつとして、「憲法は天皇の国事行為として、国の三権に関わる行為、対外的に我が国を代表する行為、榮譽・恩恵に係る行為、国の儀礼等を定めており、皇室を国の秩序・価値の中心と位置づけてその役割を期待していると」指摘している。
- (3) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、36頁、参照。園部氏は、文化面として、「文化は学問、芸術、教育、スポーツ、生活様式等々幅が広いが、皇室はこうした文化の意義を自らの活動を通して示し、また継承するとともに、国民の文化活動を奨励し意義づける役割を果たしている」と指摘している。
- (4) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、36頁、参照。園部氏は、精神的な支えの面として、「これは社会的に弱い体場にある人々への励ましといった具体的な行為の場合や、人々の憧れや理想の体現者といった解釈の幅が広い内容の場合もあり、「悠久の歴史を持つ皇室に、生の連続性を見いだし心の拠り所とする人も」おり、「宮中祭祀も大切な意義を持」つと指摘している。
- (5) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁。
- (6) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁。
- (7) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁。
- (8) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁。

- (9) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁、参照。園部氏は、「超越性」と「一体性」について、『『尊厳・神秘・不可侵・非政治性』（超越性）』や『親愛・国民生活の理解・共感・国家的価値の体現』（一体性）のように皇室の存在や活動の在り方に関する場合もあるほか、皇室経済制度等、皇室を支える制度の在り方にも超越性と一体性は現れて』いと指摘する。
- (10) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (11) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (12) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (13) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (14) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (15) 柳田邦男『『あいまい』な文化の象徴として』、『諸君！』2004年7月、141頁。
- (16) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、41頁、参照。園部氏は、「専門家の議論、幅広い国民の声、皇室のお立場や状況等を深く考え、また重く受け止め、制度の意義に思いを致」すことが重要であると指摘している。
- (17) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、41頁。
- (18) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、41頁、参照。園部氏は、「皇室については『語らないこと』が必要である場合があり、『語れないこと』もある。しかし、今、『何も語らないこと』は、後世の人々に対して無責任になるのではないかと」の見解を示している。